

議案第98号

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

数河緑地広場の整備を行った際に、土地の分合筆が行われたことにより、代表地番が修正されたこと及び飛騨市流葉休養園管理センターの廃止に伴う改正

飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例

飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市数河グラウンドの部位置の欄中「飛驒市古川町数河101番地」を「飛驒市古川町数河44番地1」に改め、同表飛驒市流葉自然休養園管理センターの部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表飛驒市流葉自然休養園管理センターの部を削る改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

飛騨市地域観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略				本則・附則 略			
別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）			
名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料	名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料
飛騨市観光案内所の部～飛騨古川まつり会館の部 略				飛騨市観光案内所の部～飛騨古川まつり会館の部 略			
飛騨市数河グラウンド	名称	位置	略	略	名称	位置	略
	数河平成グラウンド	飛騨市古川町数河4113番地2			数河平成グラウンド	飛騨市古川町数河4113番地2	
	名称	位置			名称	位置	
	略	略			略	略	
数河緑地広場	名称	位置	略	略	名称	位置	略
	数河緑地広場	飛騨市古川町数河101番地			数河緑地広場	飛騨市古川町数河44番地1	
	名称	位置			名称	位置	
	略	略			略	略	
数河高原ラグビー場	名称	位置	略	略	名称	位置	略
	数河高原ラグビー場	飛騨市古川町数河944番地3			数河高原ラグビー場	飛騨市古川町数河944番地3	

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市数河グラウンドの数河緑地広場の整備を行った際に、法定外公共物の整理など分合筆を行ったことにより、従来までの代表地番が存在しなくなったため新たな代表地番としたこと、及び飛騨市流葉自然休養園管理センターの廃止に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 飛騨市数河グラウンド数河緑地広場の位置を飛騨市古川町数河101番地から飛騨市古川町数河44番地1に改正する。
- (2) 飛騨市流葉自然休養園管理センターについて、長期にわたって利用者がおらず、老朽化に伴って施設も利用できる状態ではなくなっており、修繕費用がかかることから、観光施設として廃止し当該条例から削除する。

3 施行日

- (1) 飛騨市数河グラウンド数河緑地広場の位置の改正 公布の日
- (2) 飛騨市流葉自然休養園管理センターを削る改正 平成30年4月1日